

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十号

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一職の欄中	福祉サービス第三者評価認証及び 基準等委員会の委員	福祉サービス第三 基準等委員会の委 員会の委員
	を	福祉・介護人材確

者評価認証及び
員

推進計画策定委

に改める。

保協議会の委員

附則

この規則は、公布の日から施行する。